

条件つき意図と行為者性

星川道人

本稿の目的は、未来指向的な行為者性のある側面と意図との関係を再検討することである。ここで行為者性とは、状況が変わるたびに態度を変えるようなことがないこと（安定性）、および、重大な場面に直面したときに行為過程を切り換えること（柔軟性）、という二つの側面を併せもつような行為者のありかたないし能力として考えられる。適切な行為者性の理論は、いかにしてこの二つの側面がいわば車の両輪としてわれわれの行為者性を支えているかを説明しなければならない。しかしながら従来の理論では、安定性という側面のみが合理的行為者性と密接に関連するものと考えられ、柔軟性という側面は無視されるか、あるいはかえって合理性を脅かしかねないというネガティブな位置づけがなされてきたように思われる。行為の理論における意図概念の導入は、こうした行為者性を説明することと密接に関連している。意図は、行為がもつ望ましさの性質を考慮しないことによつて、欲求とは異なるものとして特徴づけられるからである。確かに、このような意図の了解は、行為者性のもつ安定性という側面をうまく説明するだろう。しかしそうした意図の理論を採用したために、本稿が同様に重要なものとして想定するもうひとつの側面、すなわち柔軟性を見落とすという結果をもたらしているように思われるのである。そこで、行為者性の両面を考慮に入れることができるように意図概念を捉え直すことができなかつたというのが本稿の出発点となる問題提起である。もし意図と行為者性が深く関わっているのだとすれば、そして本稿が想定するように行為

者性は安定性と柔軟性という一見相反する性格の側面を併せもつものだとすれば、意図はその両面に見合うような仕方でも働くものとして、またその働きを基礎づける特定の構造をもつものとして、理解されなければならないだろう。本稿では、その問題に対するひとつの考え方として、行為者が通常もつ意図は条件的であるという考えを提案し、検討してみたいと思う。そこで、まず適切な行為者が備えるべき安定性と柔軟性という二つの側面について、行為者が何を考慮し何を考慮しないかということとの関連において確認する。次に、条件つき意図という考えに対する否定的見解について検討する。そして、条件つき意図の性質とその構造的特徴をスケッチし、条件つき意図をもつ行為者はそうした構造ゆえに上記のような柔軟性を発揮することができると主張する一方で、一般に条件つき意図として表現されるものはそのような構造の一部を条件法の形式を用いて取り出したものであると論じる。

一・行為者性の二つの側面

一般に意図をもつことの眼目は、いま遂行しているこの行為を確実に遂行しきることにある。しかしながらわれわれの意図はこうした現在の行為のみならず、未来の行為に対しても向けられる。このような場合も同様に、決して心変わりせずにいま考えていることを確実に遂行するということが意図をもつことの眼目のだろうか。

認知に関する理論では、何かについて思考や知識をもつときにはその前提となるさまざまな事柄に対して疑いの目が向けられないという認識的構造がしばしば指摘されるが、実践に関する理論においてもそれと同様の構造を見出せるように思われる。すなわち、実践的熟慮の対象となる領域と、それ自体は熟慮の対象になることなく熟慮や遂行を支える領域からなる構造である。後者のなかでもとりわけ重要なものは、決定済みであるがゆえにそれ以上熟慮されることのない領域であり、実践的熟慮はそうした決定事項に依拠しながら展開していくように思われる。例

えば、誰に投票するかを熟慮し決定することは、実際に投票に行くということがすでに決定済みでなければ無意味であろう。このとき、投票に行くことは決定済みのものとして再び熟慮の俎上に乗ることはない。実践的推論を展開していくことは、こうして、もはや焦点が当てられることのない決定事項としてのやるべきこと（あるいはやるべきでないこと）の範囲を累積的に拡げていきつつ、それを背景として新たな問題に取りかかることである。

われわれが未来指向的意図をもつことの眼目を、そうした実践的熟慮を展開することとの関連において特徴づけることができるかもしれない。ブラットマンは、現在指向的意図をそのまま時間的に延長したものとして未来指向的意図を捉える見解に反対し、行為に取りかかる以前に実践的推論を主導するものとしての意図の側面を強調する⁽¹⁾。彼によれば、未来指向的意図は、決定済みのことを再考慮することに抵抗し、新たな熟慮が集中的に行われるように、あらかじめ選択肢の候補を絞るという仕方、実践的推論の枠組みとしての役割を果たす。ここではブラットマンと同様に、意図をもつことに関連する実践的な眼差しについて次のように特徴づけておきたい。行為者が行為Aを意図するとき、Aに関連して当然行なう（あるいは行なわない）はずの他の行為A'・A''・A'''や、Aを望ましいと判断するいくつかの理由が、その行為者の実践的視野の盲点へと押し出される⁽²⁾。その一方で、実践的熟慮における焦点は、Aを起点としつつ、さらに何をすべきかについての推論へと差し向けられる。

未来指向的意図が以上のように実践における盲点と焦点という陰影を帯びるとすれば、とりわけ意図に備わっていると考えられる安定性という性質は、焦点となる行為がいかに多くの盲点に支えられているかによって決まるように思われる。というのも、盲点が広範であるほど、時間の経過とともに生じうる状況の変化に左右されないからである。この盲点は、いったん考慮に入れた上でふたたび盲目化された領域を含むが、ほとんどの事柄は一度も考慮に入れられたことがないものであろう。何から何までいったんは考慮に入れなければならないというわけではないからである。いずれにしろ、熟慮の光が当てられない領域が、継続的な実践的推論からそれに続く行為の遂行と

いう長期的な実践過程を支えるのである。逆に、もし実践においてこうした陰影的な構造がなければ、推論や行為がスムーズに進行することはないであろう。

以上のように、状況の変化に気をとられず安定的な実践に従事するという態度は、間違いなくわれわれの行為者性において重要な位置を占めている。しかしながら他方で、状況の変化に応じて機敏に、そして熟慮を介さずに、軌道修正できるということもまた、われわれの行為者性の重要な側面であるのも紛れのない事実である。意図された行為でも、どんな状況であれ決して見直されることがないわけではない。これから投票に向かう途中、大規模な土砂災害が発生したとしよう。ある人は、依然として選挙に行くことの理由や他の選択肢を考えず、急遽ほかの手段を考慮するかもしれない。またある人は、いったん振り出しに戻り、迷った拳句に行くのを取りやめるかもしれない。さらにある人は、迷わずにやめるかもしれない。第一のケースは、動転することなく有効な代替手段を考えることに頭を切り換えるという意味では柔軟と言えなくもないが、当初の行為を変更する余地がないという点ではむしろ安定しているとさえ言えるかもしれない。柔軟性の事例として明確に区別しておきたいのは第二と第三のケースである。「柔軟性」からは、ある状況に際して戸惑うことなく意図を見直し、代わりに何をすべきかを手際よく考え、それに基づいて素早く行動する、といったことも連想される。そのような意味であれば第二のケースこそが柔軟性の典型例と言えるかもしれない。しかしここでは、意図の安定性を崩すことなく行為過程を修正できるようなものとして、柔軟性という行為者性の側面を捉えたい。それゆえ本稿が注目する柔軟性は、第三のケースに見られる柔軟性である。少なくとも第三のケースにおいては、投票に行くという意図を形成したときに、何が起ころうとも投票に行くという断固とした態度を形成したのではない。投票に行くことを妨げるような何かがあれば別のことに切り換える態勢は、意図を形成し始めた段階からすでに芽生えていたのである⁽³⁾。

しかしこう問われるかもしれない。安定性に関する以上の考察によれば、切り換わるべき代替行為はすでに盲点

の領域に含まれていることであり、たとえ切り換わるべき状況に直面したとしても、そこには目が向かないはずである。目が向かないなら、柔軟に対応することはできない。結局のところ、安定性と柔軟性は両立不可能ではないか。行為者性についての適切な理論は、このように一見相反する行為者性の両面を考慮に入れたものでなければならぬ。それに対して本稿が提案する考えは、意図を条件的なものとして捉え直すことによって、これまで述べてきたような実践における二重構造が説明されるのではないかということである。おおまかに言えば、一方では意図をもつことによって安定的な行為過程への従事が可能になり、他方ではその意図が条件的であることによって状況の変化に対する柔軟な対応が可能になっている、ということである。しかしそのように主張するためには、条件つき意図そのものがはたして意図の理論において受け入れられるものなのか、あるいはもし受け入れられるとしても、安定性および柔軟性の適切な説明に用いられるものかという問題に答えなければならない。以下の節ではそれについて考察することとしたい。

二. 条件つき意図についての否定的見解

意図について論じられる通常の文脈では、意図は無条件的なものであることが前提とされているように思われる。意図が無条件であるとは、「今から食事しよう」という意図のように、意図内容において行為 ϕ に関して何の制約も課されていないということである。それに対して、「嵐なら出航をやめよう」などのように、少なくとも形式上は条件つきだと思われる意図がある。一般的に言えば、意図が条件つきであるとは、意図内容において行為 ϕ に関して何らかの制約が課されているということである。では、条件つき意図をもつということは、無条件の意図をもつこととどのような点で異なりどのような点で共通するのだろうか。

条件つき意図とは何かについての議論に入る前に、本節では予備考察として、そもそも条件つき意図などというものを考慮に入れる余地はあるのかについて述べておきたい。というのも、従来 of 行為論において、条件つき意図はほとんど話題にすら上らなかつたからである。デイヴィドソンは条件つき意図に言及している数少ない論者の一人だが、彼の狙いはむしろ、満たされると同時に理由になるものだけを限定的に真正の条件として認めることにより、しばしば用いられる「できれば」「心変わりしなければ」「何かなければ」など見かけ上は条件的なものが実は無条件的であると主張することにある⁽⁴⁾。例えば、「音楽がうるさければパーティは早めに切りあげよう」における「音楽がうるさければ」は、もし成立すればパーティを早めに切り上げることの適切な理由になりうるので、真正な条件として意図内容の一部を構成する⁽⁵⁾。それに対して「できれば」のような条件は、もし成立すれば行為の理由になる条件を規定したのではなく、むしろ自信のなさの表現のために用いられているにすぎない⁽⁶⁾。

なぜ、行為の理由になるものだけに条件を限定しなければならないのだろうか。デイヴィドソンは必ずしも明確に述べていないが、おそらく以下のような理由であると思われる。それを説明するために、意図についてのデイヴィドソンの見解を簡潔に確認しておこう。デイヴィドソンによれば、意図は行為に関する評価判断の一種である。その点においては欲求と同じである。欲求と意図が区別されるのは、行為の理由との関係においてである。ある行為が望ましいと評価されるのは理由 R_1 に基づくかぎりにおいてであり、別の理由 R_2 に基づけば望ましくないと評価されるかもしれない。このような評価が行為について下されるとき、それぞれの評価判断は「一応の判断 (prima facie judgement)」と呼ばれる。そして、関連するあらゆる理由 (R_1, R_2, \dots, R_n) に基づいた評価判断に至るとき、その判断は「すべてを考慮した判断 (all things considered judgement)」と呼ばれる。いずれも理由に相対的に下される評価判断であり、また行為タイプに対する判断である。デイヴィドソンはそのような判断を欲求と同一視する。一方、意図もまた一種の評価判断であるが、欲求とは異なり、ある行為 (トークン) は無条件に、従って理

評価判断	形式	理由との関係	対応する心的態度
一応の判断	pf (a>b, R ₁), pf (a<b, R ₂)	ある理由に相対的	欲求
すべてを考慮 した判断	ATC (a>b, e)	理由の全体に相対的	欲求
全面的判断	AO (a>b)	分離	意図

由とは無関係に、行なうのが望ましいという内容の判断——そのような判断は「全面的判断 (all-out judgement)」と呼ばれる——と同じものである。整理すれば表のようになる。(ただし評価判断は比較判断 (better judgement) とする。また「a」や「b」は行為を、 R_1, R_2 は「aはbよりよい」を、「e」は理由の全体 (R₁, R₂, …, R_n) を、それぞれ表わすものとする。) この対比に見て取れるように、判断から理由が分離されていることが全面的判断 (意

図) の特徴のひとつである。しかしだからといって、全面的判断がいかなる理由づけもなされないというわけではない。全面的判断において望ましいと評価された行為 a は、すべてを考慮した判断において望ましいと評価された行為 a が例化されたものである。したがって、それ自体は直接的に e によって理由づけがなされるわけではないにしても、e によって理由づけられる行為タイプ a を例化したものであるという点では、e と必ずしも無関係ではないのである。全面的判断において理由が分離されるというのは、判断内容から理由が切り離されるということにすぎない。

上の区別を踏まえて、ここで便宜的に、判断内容に含まれた理由 e が「aはbよりよい」という評価の理由づけとなることを「内的な理由づけ」と呼び、判断内容から分離された理由が「aはbよりよい」という評価の間接的な理由づけとなることを「外的な理由づけ」と呼ぶことにしよう。その言い方を用いて、意図を形成するということはどのようなことを大雑把に述べれば、行為を内的に理由づける評価判断から、外的に理由づける評価判断へと転換することであると言える。ただしそれには例外がある。関連する事柄のなかで、真偽が今のところ不明であり、もしそれが判明すれば判断が覆る可能性があるために真偽判定を先送りしたい信念が含まれているかぎりにおいて、留保された理由として暫時的に判断内容に残されるのであ

る。そのような理由が条件節として含まれる意図が、そしてそれだけが、条件つき意図に他ならない。そしてその他の分離された理由はすでに考慮済みであるから、あえて言及すべき条件ではないのである。デイヴィドソンが実際のところ以上のように考えているかどうかは明らかでないが、意図と理由に関するデイヴィドソンの理論に照らして考えれば、それほど的外した推察ではないだろう。

以上のような条件つき意図に対するデイヴィドソンの否定的な見解は説得的ではあるが、必ずしも決定的ではないように思われる。条件つき意図は彼が想定するよりもずっと日常的にありふれた仕方では存在すると考える余地があるように思われるのである。第一に、もし以上の理解が正しいとして、判断を覆す条件となるような理由は、その行為に関連する理由の全体から見ればむしろ些細な理由であるかもしれない。言い換えれば、行為の理由としては必ずしも相応しくないが、それでも行為の条件として適切なものがあるように思われる。例えば、「賞味期限が切れていなければ食べよう」や「君が行くなら僕も行く」などのような条件つき意図における条件節である。第二に、それとは反対に、デイヴィドソンが拒否した「できれば」なども文脈次第では理由になることがあるように思われる。もしこれらが適切な条件と見なすことができるなら、条件つき意図はデイヴィドソンの想定に反してむしろ意図の基本形式とさえ見なせるかもしれない。第三に、これが最も重要な点であるが、われわれが何かを意図しているときに潜在的にもつ柔軟性を経験的に反省すれば、基本的な意図が文字通り無条件的であることは疑わしく思われる。例えば何か甘いものを食べようとしているとき、「それに毒が含まれていなければ」などという条件は思いもしないだろう。しかし実際に毒が含まれていることが判明したときには、それを食べようという意図を、それゆえ食べるといふ行為を、合理的な行為者ならばキャンセルするはずである。こうした条件が意図内容に含まれていないとすれば、そのような状況への適切な対応を促すものは何であるかを説明しなければならぬ(7)。前節で述べたように、安定性と柔軟性を切り離して別々の概念で説明するのではなく、両者が互いに連動しながら行為

者性を支えているのであるから、柔軟性もまた意図概念に關与するものであるというのが本稿の見解である。それに基づいて考えれば、いま述べたような状況への対応は、意図をもつ際に暗黙的な仕方で行為が条件づけられていたためであると思われるのである。

以上から、条件つき意図をことさらに制限する理由や、あるいは全面的に認めない理由にそれほど強い説得力があるわけではないように思われる。合理的な行為者は、決めたことをやり遂げることに加えて、決定の変更や中止など状況への柔軟な対応能力もまた重要な要素として求められるのであり、条件つき意図がそうしたことと密接に關連していると考える余地は十分にあるように思われるからである。また意図について考える際には、ある重要な事柄について詳細がわからないまま行為に踏み切らなければならないこともしばしばあるという事実も踏まえておく必要がある。以上のことは、直接的ではないにしろ、条件つき意図のもつ説明的役割を示唆しているように思われる。

三．条件つき意図の構造

三―一．種類と役割

以上の議論を踏まえた上で、条件つき意図の「条件」とはどのようなものであるかという問いから取りかかろう。条件つき意図についてまず留意すべき点は、「条件」は意図ではなく行為を条件づけているということである。その特徴ゆえに、意図の形成や阻却が無条件意図とは異なる仕方で行なわれる。いま、「外出しよう」と意図したとする。これは外出という行為を条件づけていないので無条件的な意図であるが、意図形成の際に「雨が止んだ」という信念が關与しているなら、確かにその信念は「外出しよう」という意図を条件づけている。そのような場合、もし実際にはその信念が偽であることが判明したとき、あるいは偽になりそうだと思うとき、「外出しよう」と

いう意図をキャンセルするはずである。それに対して、「雨が止んだら外出しよう」という条件つき意図を形成した場合、「雨が止む」という信念の真偽によって意図の形成や阻却が影響されることはない⁽⁸⁾。つまり、その意図は雨が降っていないという信念に基づいて形成されるのではなく、また雨が降っているという信念に基づいて阻却されるのではない。

では、行為を条件づけるとは具体的にはどのようなことだろうか。それは、行為の成功基準を規定することである。より正確に言えば、すでに与えられた充足条件に新たな制約を加えることによって、どうすれば成功と見なされるのかをより詳細な形で規定することである。ただしその際の「成功」は、実行したことの結果にかぎられるわけではない。というのは、行為者性の重要な側面として、ある行為をどのように実行できているかという側面だけでなく、ある行為に対してどのような仕方で準備や待機をしているか、あるいはどのような態度や姿勢をもっているかという側面もまた見逃すことのできない重要な側面だと思われるからである。「雨が止んだら外出しよう」という条件つき意図は、とりわけ雨が降っているあいだは、天候の移り変わりに注意したり、外出の準備をしながらついでに他の用事を済ませておくというような、待機中行なうべき、あるいは行なうことが許容されるさまざまな行動を、直接的でない仕方で規定している。またすでに述べたように、不測の事態への対処の仕方を、普段は潜在的であるが特定の場面において発動するものとして規定する。あるいは、不作為に似た仕方で、ある状態を保つためにとる予防的な姿勢がある。例えば、「俺を裏切ったらただじゃおかない」という条件つき意図は、相手の裏切りへの対応を規定するだけでなく、自分自身が裏切られないようにする——すなわち、裏切りという状況が成立しないようにする——というように、ある種の生きかたを律する側面もある⁽⁹⁾。また、「ゆすることになっている」とも言い換えられるような習慣的な生き方を規定するものもありうる。「朝日が昇れば起きる」のような意図がそれにあたる⁽¹⁰⁾。

それに加えて、無条件の意図とほぼ同じような仕方では、行為の**実行が成功とされる基準を規定する**という側面もまた重要である。基準の設定の仕方は、条件の種類によって異なる。第一に、成立することによってはじめてゆることが可能になる、それゆえ成立しなければゆることができないような状況を規定する条件がある。これは「可能性条件 (enabling condition)」と呼ばれるものであり⁽¹¹⁾、具体的には「できれば」のような一般的な条件や「チケットが入手できればコンサートに行く」のような個別的条件などがある。このタイプの条件は（一般的な条件は特に）、しばしばトリヴィアルなものとして斥けられる。チケットの入手可能性などはコンサートに行くにあたって——たとえ何らかの根拠に基づいて100%の確信があるわけでもないにしても——所与として当然視している事柄であり、意図の言明において省略されているのではなく、もし挙げたとしてもそれによって意図内容が詳細になるようなものではないからである⁽¹²⁾。確かに、上記の意図が通常の場面で言及されるなら（少なくとも会話の含意としては）トリヴィアルであるかもしれない。しかし、すでにそのためのスケジュール調整を済ませ、友人と約束を交わしたあとで、チケット購入に不測のトラブルが生じた場合、あるいはチケットが入手困難である場合など、その表明を有意味にする文脈を考えられないことはない。そしてまた、もし会話の含意と概念の含意が区別されるとすれば、たとえ暗黙的であり当然視されている事柄でも、そしてそれを表明することが余剰であるとしても、実際には行為を適切に条件づけていると見なすことができるかもしれない。

そして第二に、どのような状況におけるの**実行が成功と見なされるのかを規定する条件**がある。「雨が止んだら外出しよう」における条件づけは、外出という行為が成功と見なされる状況を、「雨が止んでいるという状況でなされる場合に制限している

のである。このタイプの条件を、フェレロに倣って「制限的条件 (restrictive condition)」と呼ぶことにしよう⁽¹³⁾。意図が制限的条件によって条件づけられると、無条件である場合の充足条件——すなわち、外出すること——の適用範囲が制約される。ただし単に適用範囲が狭められるのではなく、同じ

充足条件を満たすことのなかでも比較的望ましい満たされかたを規定するのである。言い換えれば、雨が降っていないにもかかわらず外出する場合のように、形式上は充足条件を満たしているが、比較的望ましくないとされる行為の余地が見出されるといってもある。またプラットフォームが強調したように、とりわけ未来指向的意図としての機能的役割に着目するならば、行為遂行のために持続的に推論を展開していくという働きが重要であるが、典型的には遂行される時刻があらかじめ設定されている無条件意図に対し、条件つき意図の場合は、行為を比較的望ましいものにするような特定の状況が成立するかどうか——いつ機が熟するか——を持続的に見きわめるといふ行為者のありかたに寄与する。それに加えて、代替になりうる状況や行為に対して注意を向けさせるといふ側面もあるように思われる。つまり、外出という行為を比較的望ましい形で実行できるような条件はもっと他にないだろうかと考えて推論を展開したり、雨が止んだときでも外出の他に何か望ましい仕方でも充足条件を満たす行為はないだろうかと考えて推論を展開したりというように、実践的推論に幅をもたせるのである。こうしてシナリオのリザーブを複数用意しておく、あとは状況次第というところまで準備できれば、それだけ柔軟な対応が可能になるだろう。いずれにしても、充足条件が規定する行為を実際に遂行するか否かは棚上げにして、制限的条件によって規定される特定の状況が成立するか否かについて配慮しながら、条件の成立／不成立に対応できるような仕方に関連する思考や行動を展開させていくのである。

そのような機能的な観点から見れば、可能性条件と制限的条件の間に特に大きな違いがあるわけではない。両者が異なるのは、充足条件の制約の仕方である。可能性条件は行為の実行可能性が不確定であるために充足条件を制約するのに対し、制限的条件は行為の望ましさの不確定であるために充足条件を制約するのである。後者の不確定性は、行為と状況との組み合わせによって生じる。つまり、同じ行為であっても、状況との組み合わせ次第で望ましさに大きな違いが生じるために、もし特定の状況が成立するならば、むしろ実行を見合わせたほうが望ましいと

いう判断に転換するかもしれないのである。そして、制約の仕方が異なるということは、行為過程の切り換えかたにも違いをもたらすだろう。例えば以下のようにしてである。「Cできれば ϕ する」という条件つき意図をもつとき、基本的には ϕ することを目指すが、Cが成立しなければ ϕ を中止するか代替行為 ϕ' に切り換える。他方、「Cならば ϕ する」という条件つき意図をもつときは、「状況Cにおいて ϕ すること」と「Cでない状況では ϕ すること」が、残りの二通りの組み合わせ（すなわち、「状況Cにおいて ϕ すること」と「Cでない状況で ϕ すること」）よりも望ましいものとして扱われる。そのときの優先順位は、行為者もつ望ましさを判断、すなわちさまざまな欲求との関係によって決まるだろう。より一般的に言えば、主観的確率が確定しないときに、主観的確率の高い場合と低い場合とを想定し、それぞれに対応した行為過程を規定するのが可能性条件であり、状況との関係によって行為の望ましさが重大な仕方で変わってしまうときに、状況との組み合わせに応じた反応を規定するのが制限的条件である（そのように見れば、可能性条件は信念と、制限的条件は欲求と、それぞれ結びつきが強いと言えるかもしれない）。

「同時に行為の理由でもなければならぬ」ということが真正な条件であるか否かの基準であるという見解が提示されているのはすでに見た通りだが、以上の議論を踏まえれば、この基準は正確さを欠くものである。すでに見たように、条件つき意図の条件とは、行為に関する理由を考慮する際に留保として意図内容に残されるだけでなく、それ次第で行為過程の切り換えが生じるような状況を規定したものである。したがって、行為そのものの理由になるということよりも、行為過程を切り換える理由になるということを条件つき意図の真正の条件であるか否かを判定する基準であると考えるほうがより正確であろう。「できれば」といった条件を真正のものとして認めることをためらうのも、それだけでどのようなときに行為過程を切り換えればよいのかが分からないからであるように思われる。しかしながら、「できれば」のような条件でさえ、フェレロが論じているように、可能性条件を細分化していく途上であることの印としての役割は果たしうる⁽¹⁴⁾。反対に、真正な条件でないのは、切り換えの規定に一

切言及しようとしないう条件であると言えるだろう⁽¹⁵⁾。

三―二、表現と構造

一般に、意図は何に向けられるのだろうか。意図することから、結果としてもたらされる事態に至るまで、一連の行為過程のうちどの部分が意図される範囲であるかという問題はしばしば議論の対象になるが、ここで問題にしたいのはむしろ、意図された行為の「振り幅」である。「ゆしよう」と意図したとき、どんな行為であれば成功と見なされるのか。行為タイプφを例化したものなら何であれよいわけではない。デイヴィドソンが指摘するように、甘い物を食べようと思図していても、毒入りの飴を食べることは意図から除外されているからである⁽¹⁶⁾。あるいはこれまで見てきたように、不測の事態の発生や予防的行為などの場合には、むしろゆしないことよって成功と見なされるかもしれない。つまり、見かけの充足の範囲と成功の範囲が重なるわけではないのである。そのことが、行為説明に条件つき意図を導入することを正当に動機づけるように思われるのである。

では、条件つき意図は何についてのものだろうか。直観的には、見かけのとおり条件法的内容であるように思われる。しかしながらそのように考えると、条件法の真理関数的な了解が抱える奇妙さが、条件つき意図の充足という観念にそのまま受け継がれることになる。つまり、前件としての条件が偽になることよって、あるいはそれが制御下にあるならば偽にすることよって形式的に意図が充足されてしまう場合と、前件と後件がともに満たされることよって意図が充足される場合とを実質的に区別できないことに感じられる奇妙さである。例えば、「天地がひっくり返ったら謝つてやる」という意図は、天地がひっくり返らないかぎり何をしてもつねに充足されるが、それが誠実な謝罪と同一視されるのは、感覚的におかしいだけでなく、合理的説明においても決して等価なもの

見なしえないだろう。条件に対してある程度の制御がきく場合はなおさらである。「機会があれば食事しよう」という約束が、あらゆる機会をわざと潰すことによって守られるということ自体は百歩譲って許容するとしても、それが何とか食事の機会を設けて実行することと「守られかた」においてまったく違いがないとされることを理に適う仕方では説明するのは困難であるように思われる。前件が偽になる（あるいはあえて偽にする）ことよって充足される場合と、前件と後件がともに真になることよって充足される場合がいかにして区別されるか、また前者のケースがなぜ、またどのような場合におかしいと思われるのかが説明されなければならぬ。

この問題の対処法としては、条件法を別の仕方では理解するなどさまざまな方向性が考えられるであろうが、ここではひとつの考えとして以下のような試案を提出したい。意図は行為であれ事態であれ、何かに向けられるものである。その何かをメイランドに倣って「意図の対象」と呼ぶとすれば⁽¹⁷⁾、意図の内容とは対象のありかたないし構造の一部を反映したものである。では、条件つき意図の対象はどのようなものか。メイランドによれば、条件つき意図が向けられる対象は、条件づけられた行為すなわち「ある状況で遂行される行為」である⁽¹⁸⁾。つまり、「雨が止んだら外出しよう」という条件つき意図は、もともとは任意である外出という行為が、雨が止んでいる状況における行為として部分的に制限されたものに向けられた意図である。言い換えれば、条件つき意図の条件とは、行為が絞り込まれる仕方である。この考え自体は誤りではないが、以上で述べてきた条件つき意図の特性を反映するには必ずしも十分とは言えない。条件つき意図に特徴的な、状況Cが成立していないとき（待機状態）における適切な行動、Cの成否のコントラスト、そしてCが成立した際の「φしない」から「φする」への柔軟な切り換えといった一連の行動とは無関係に意図が充足されるからである。したがってその見方では、条件を満たしてさえいれば、極端に言えば恒常的に条件を満たしているときなども（ここ一ヶ月まったく降雨がない場合を考えられたい）、あるいは条件が満たされることが分かりきっている場合なども（お昼になったら休もうなど）適切に充足されるの

である¹⁹⁾。それに対してさらに、「雨が止んだら外出する」という条件つき意図は、雨が止まず外出しない(すなわち家にいる)行為過程については何も規定していないのではないかと反論されるかもしれない。確かに、雨が止まなかったらどうするかについてのシナリオはこの意図には論理的に含意されないが、こうした代替シナリオへの姿勢が付随的に導かれるということが、条件つき意図をもつことの重要な眼目のひとつなのである。

ここで、条件つき意図が向けられる対象が何であるかを考えるために、意図そのものが何であるかという問いに立ち返ることにしよう。すでに見たように、何かを意図するときには焦点と盲点が生じ、その盲点がわれわれの実践を支えるというのが本稿の考えである。盲点にあつて考慮の光が当てられないさまざまな判断は行為の背景として位置づけられ、行為はその背景に埋め込まれることによって、特に考え直す必要性を感じることもなく、「座りのいい」状態が作り出される。焦点化された行為ないしそれについての熟慮は、そうした背景に浮かび上がる像として捉えることができる。こうしたことを踏まえた上で、意図の表現と構造を明確に区別したい。行為者の実践は、以上のように背景として退いた部分とそれに埋め込まれた行為という構造をもつことによって、意図を成立させる。埋め込みの構造によって、意図は意図としての安定性を保つことができるのである。それに対して、その構造のなかで焦点が当てられた部分、特に行為だけを取り出して省略的に記述したものが、一般的な了解における意図の表現である。意図をもつとき、行為者はこれからなすべき行為Aに焦点を当て、「私はAするつもりである」などと表明するが、その背景には、それ自体には熟慮の光が当てられることはないものの、その行為を自然なものとして浮かび上がらせているさまざまな判断が位置づけられている。こうして、意図の表現がさまざまな観点から行為を理解可能にするのに役立つ一方で、そのような構造をもつことによって主体の行為者性を支えているのである。表現されたものにかぎられない意図の構造に着目することは、条件つき意図になるといつそう重要である。条件つき意図においても同様に行為は背景に埋め込まれるのであるが、切り換え可能な仕方では埋め込まれているという

点において無条件意図とは異なるからである。そのようなことが可能になるために、いったん背景の一部を主題化して切り出し、それと行為を重ね合わせてから、どのように切り換えるかに沿って配列をつけ、再び背景に埋め込む。こうした作業をここでは「重ね描き」と呼ぶことにしよう⁽²⁰⁾。条件つき意図をもつときには、ある行為とその背景的状况を重ね描きするだけでなく、それに関連するいくつかのシナリオもまた、互いに差し換え可能なものとして重ね描かれるのである。ただしそれらは必ずしも対称的に表象されるわけではない。当面行なうべき行為が前面へと押し出され、代替行為は切り換えの条件となる状況とともに背景へと退くのである。例えば、「雨が止んだら買い物に出かけよう」と表現される条件つき意図において想定される行為過程が、家でテレビを見ること（雨が止まないとき）と買い物に出かけること（雨が止んだとき）の二つであるとしよう。このとき、さしあたりは雨が降っているという状況に重ね描かれた、家でテレビを見るところという行為が前面に押し出される。他方で、買い物に出かけるという行為は代替的な行為過程としてテレビを見るところという行為の背景へと退くが、雨が止んでいるという状況と重ね描きされることによって、「雨が止むという状況の変化とともに買い物に出かけるという行為過程への転換がスムーズに行なわれる。そのような状況の変化は、雨が降っているという状況を背景とした行為過程に軌みを生み出し、代わりに雨が止んでいるという状況を背景とした行為過程との調和を生み出すからである。

では、条件つき意図はどのような仕方で行為を導くのだろうか。私はいま述べた考えに基づいて、真理関数的に規定された充足条件を真にすることが目指されるのではなく、重ね描きに見合うような仕方で行為が目指されると主張したい。つまり、「雨が止んだら出かけよう」という条件つき意図をもつときには、「雨が止むならば出かける」という条件法を真にしようとしているのではなく、前段落で述べたような仕方でも重ね描かれた行為に接近しようとしているのである。例えば、一方で雨が止んでいる状況と外出という行為とが重ね描かれ、他方では雨が止まない状況と家において何かをするという行為とが重ね描かれて、当面は後者に接近するように行為が導かれるが、しかる

べきときに前者へと切り換えられる。また、一方でチケットが入手できる状況とコンサートに行くという行為が重ね描かれ、他方ではチケットが入手不可である状況とコンサートには行かず他のことをやるという行為が重ね描かれて、当面は後者に比重をおきつつも場合によっては前者に切り換わる。あえて前件を偽にすることによって充足される条件つき意図の場合は、背景として描かれる状況を阻害することによって代替的な行為過程を促すか、さもなければそのような状況が否応なく成立するならばそれに見合う行為の実行を促す（「俺を裏切ったらただじゃおかない」）。それに対して、自己欺瞞に似たケースでは、意図の表現とは裏腹に、行為過程の切り換えに寄与する重ね描きの構造をもたない（「当選したらこの国を変える」と言いながら決して立候補しない）。

ただし、このように規定された充足条件を満たすことと、合理的なものとして評価されることとが一致するわけでは必ずしもない。ここで問題にしているのは、条件つき意図の充足条件がいかにして柔軟性に寄与するのかという点であり、そのことはどのような場合に行為が合理的になるのかという問題と直結するものではない。行為の合理化は背景全体に照らしてなされるものであり、背景に焦点が当てられ分節化されるのは遂行後にその行為を省みたときであるから、充足条件を満たしたときと同時にではないのである。

これまで述べてきたように、条件つき意図は一方で行為過程に安定性をもたらし、他方では代替シナリオによって柔軟な対応を可能にするものである、というのが本稿の考えである。とりわけ後者の側面に注目すると、ある事柄について望ましい／望ましくない、あるいは確からしい／確からしくないという判断がつきかねるために、あるいは一方が一の事態に備えておくために、実践的推論を並列的に展開するように導くという独自の役割が見て取れるように思われる。

しかしながら、このように捉えた条件つき意図が本当に意図という態度として見なせるかどうかは疑わしいと思われるかもしれない。というのも、条件が意図内容に含まれており、理由が完全には分離されていないことから、

先に述べたデイヴィッドソンによる欲求と意図の区分に従えば、特定の行為にはコミットせずにさまざまな観点からその良し悪しを評価するだけの欲求と大差がないように思われるからである。そしてそのことが、従来の行為論において条件つき意図が消極的に扱われている理由なのかもしれない。それに対しては以下のように応答したい。確かに、条件つき意図をもつことは、無条件意図をもつ場合と比べて堅固な態度ではないように見えるかもしれない。それでもその行為者は、省みられることのない暗黙的な了解や評価を背景にして、態度としての安定性を保ちながら、状況に応じて柔軟性を発揮するのである。したがって、条件つき意図は安定性を欠く点において欲求に似ているという指摘は誤りである。しかし、理由が意図内容に含まれているのであれば、理由に相対的に行為を望ましいと評価する態度であり、やはり欲求に似ているのではないかと言われるかもしれない。確かに、条件節は比較的望ましい形での行為遂行の仕方を規定するものであり、そのかぎりにおいて行為の理由であると言つてよい。しかし、それは行為を合理化する理由ではない。行為を合理化するのは、あくまでその行為に関わる理由の全体である。つまり、「すべてを考慮した判断」において考慮に入れられ、その後の意図形成の際に背景へと退いて省みられることとならなかった理由のすべてによって、行為は合理化されるのである。それに対して条件節として意図内容に含まれる理由は、行為過程の切り換えに関わる理由である。それは行為の評価ではなく、どのような場合にいかにして行為過程の切り換えが生じるかを規定するものである。したがって、条件つき意図は理由に相対的にその行為を望ましいと評価する態度である点で欲求に似ているという反論もまた誤りである。また、それをもつことよって行為の配列や組み合わせを調整しながら実践的推論を展開していくという、意図に特有な機能的役割も共有している。確かに、シナリオどしは内容的に見れば互いに競合する関係にあるだろうが、シナリオ内部においては通常考えられる意図と同じ圧力が働いている。条件つき意図においてもまた、その行為を行なうという想定に基づいて、そのための手段を考えたり、折り合いの悪い行為を除外するといった作業が持続的に展開されるのである。

しかしさらにこう問われるかもしれない。複数のシナリオを準備しておくことは、通常の意図の了解において許容されないのではないだろうか。言い換えれば、意図が作り出す行為過程は一本道でなければならないのではないということである。プラットマンの計画理論における未来指向的意図の了解はまさにそのようなものである。彼が考える実践的推論の過程とは、いったん買物に出かけようという意図を形成すると、買物に出かけるということが成立している世界を想定し、その枠組みにおいて何をすべきかをさらに推論し、その結論に基づいて決定が下されればその想定枠組み内で推論を続けていくというように、推論結果が直列的に展開されるものである。そしてその過程において、信念との整合性という制約に加えて、意図どうしのあいだに「凝集性 (agglomerativity)」という制約関係があることを強調する。それは、買物に出かけようという意図と内容的に関連する意図が他にあれば、それらの内容がひとつの全体として纏まるような圧力が働くということである⁽²¹⁾。この際、組み合わせられることによって競合関係に立つような行為などは、全体の実行可能性を脅かすものとして除外される。こうして凝集した行為についての意図が、次の実践的推論の入力となる。ここまでは本稿での見解と深刻に衝突するところはない。しかしプラットマンはそれに加えて、行為者がもつ計画の全体に、そしてつねに、この凝集性という制約が課されるべきであると考えているようである。というのも、実践的推論の入力先が——つまりさらに推論を展開する際の開始地点が——その制約によってひとつに絞られなければならないということを暗黙裡の前提としているからである⁽²²⁾。そしてその帰結として、実践的推論における行為過程は直列的に展開されると考えられるのである。しかしながら、さらに推論を展開する際の出発地点をひとつに絞り込まなければならないほど、凝集の制約を強く想定しなければならぬ理由は特に見当たらないように思われる。以上のような仕方では実践的推論を主導することが未来指向的意図の眼目であるとするれば、推論の起点となる行為を複数想定し、その各々から直列的に（それゆえ全体として見れば並列的に）推論を展開させていくことはその眼目に十分適うものであるように思われるのである。

したがって、柔軟性を獲得することの代償として払うべき何かがあるわけではない。反対にもし意図の理論が一本道のような行為過程しか認めないものであるならば、行為者性の片面、すなわち安定性にしか光の当たらない制限された理論にならざるをえないように思われる。さらに言えば、ブラットマンのみならず従来の理論において無条件意図として扱われているものが、本稿で述べたような意味では条件つき意図である——つまり、暗黙裡に代替行為の下絵ができており、ある状況でそれに切り換える準備ができていて——と見なすのがむしろ適切であるかもしれない。柔軟性を示すものとして条件つき意図に訴えるという本稿の考えが間違いでなければ、条件つき意図をもつことは決して例外的なことではなく、われわれの実践に深く浸透しているように思われるからである。

おわりに

本稿の出発点は、適切な行為者性は安定性と柔軟性という二つの側面を兼ね備えたものでなければならぬという問題提起であった。そして、従来の理論においてそうであったように、行為者性と意図が密接な関わりをもつという想定に基づいて、意図概念を捉え直すことによつてこうした行為者性を説明できるのではないかという考えを提示した。それに対する本稿の提案は、行為者をもつ意図は条件的であると考えることによつて、意図かつ本来備えているとされる安定性を損なわずに柔軟性をうまく説明できるのではないかというものである。しかしながら、条件つき意図という概念は従来の行為論でほとんど論じられなかったばかりではなく、むしろ見かけのものにすぎないといったネガティブな主張がなされてきた。そこで、まずそうした否定的見解に対していくつかの応答を試み、条件つき意図という考えは従来論じられているほどおかしなものではないことを訴えた。そして、条件つき意図のもつ重ね描きという構造的特徴と、複数のシナリオの準備、そして状況の変化によるシナリオの切り換えによつて、

柔軟性という行為者性の側面を説明することを試みた。こうして理解された条件つき意図は、決して例外的なものではなく、むしろわれわれの日常的行為に深く関わるものである。したがって以上の考察は、意図概念一般を少なくとも部分的に解明するものとなっている。

参考文献

- Bratman, Michael (1985), "Davidson's Theory of Intention" in Vermazen and Hintikka (eds.), *Essays on Davidson: actions and events*. (Oxford: Clarendon), 13-26.
- Bratman, Michael (1987), *Intention, Plans, and Practical Reason*. (Cambridge, MA: Harvard U.P.) 邦訳『意図と行為——合理性・計画・実践的推論』（門脇俊介・高橋久一郎訳、産業図書 一九九四年）
- Cartwright, J.P.W. (1990), "Conditional Intention" *Philosophical Studies* 60:233-55.
- Davidson, Donald (1978), "Intending" in *Essays on Actions and Events*. (Oxford: Clarendon, 1980), 83-102. 邦訳「意図すべし」(『行為と出来事』（服部裕幸・柴田正良訳、勁草書房 一九九〇年）所収）
- Ferrero, Luca (2009), "Conditional Intentions" *Notiæ* 43:400-41.
- Meiland, Jack (1970), *The Nature of Intention*. (London: Methuen & Co Ltd.)
- Vermazen, Bruce (1993), "Objects of Intention" *Philosophical Studies* 71:223-65.

- (1) Bratman(1987).
- (2) 次節で見るようにデイヴィドソンは、全面的判断と呼ばれる無条件的な評価判断と意図とを同一視するが、ここでの特徴づけはその理論ともそれほど大きな差異はない。ただしデイヴィドソンの意図の理論は、関連する他の行為選択肢を顧みないという特徴づけまでは含まれない。(cf. Bratman, 1985)。
- (3) 当然であるが、意に反して切り換わってしまうこと(例えば誘惑など)は柔軟な切り換えに含まれていない。ここではその区別について十分に議論する余裕はないので、誘惑としての切り換えは欲求に起因するのに対し、柔軟な切り換えは意図そのものの働きによるものと述べるに留めておく。
- (4) Davidson(1978), 94.
- (5) 条件つき意図の存在に関してはデイヴィドソンに比べて積極的なメイランドもまた、このような特徴を条件つき意図の必要条件と見なしつつ(Meiland, 1970:17)。カートライトも同様の考えから、「内的条件とは、その充足が意図とともに持続する理由や、意図された行為を遂行する理由を構成するような条件であり、またその不充足がそうしたことをしない理由を構成する条件」であると述べている(Cartwright, 1990:240)。ここで言われる「内的条件」とは、次節で見ると、意図ではなく行為を条件づけられるものではない。
- (6) Cf. Cartwright(1990), 241.
- (7) デイヴィドソンは「甘い物を食べるのは望ましい」という無条件判断(すなわち意図)をもつとしても、甘い物を食べるという行為が任意のものではありえないと指摘する(Davidson, 1978:98-99)。それは、その行為タイプからは毒入りの飴玉を食べるという行為などが暗黙的に除外されているからである。しかし、行為者は単に「甘い物を食べるのは望ましい」と判断しているだけなのに、なぜすでにそのような除外がなされているのか、そして実際に毒入りだということが判明したときになぜ食べないのかということについて、デイヴィドソンは答えを用意していないように思われる。
- (8) Meiland(1970), 17.
- (9) これは、状況が成立して欲しくないことと意図の要請に沿って生きることが不整合にならないケースとしてフェレロが強調す

る条件つき意図の側面である (Ferrero, 2009/706)。それと対照的なのは、例えば、「当選したらこの国を変える」という公約を掲げておきながら決して立候補しないケースである。

(10) ブラットマンはこのようなタイプの行為を特定の状況における意図の反復的適用と捉え、各々の状況で個別の意図を生み出す一般的な意図としての「個人的ポリシー」を導入することによって説明している (Bratman, 1987: 87ff.)。

(11) Bratman(1985), Vermazen(1993), Ferrero(2009).

(12) Cf. Davidson(1978), 94.

(13) Ferrero(2009), 702.

(14) Cf. Ferrero(2009), 723.

(15) それらに加えてもうひとつ、行為者性とは直接的に関わりはないものの、重要なものと見なすべき条件づけがある。これまでの条件が行為遂行の状況についてのものであったのに対し、行為の性質そのものに関与する条件である。それは、ヴァーマツェンが「固有条件 (inherence condition)」と呼ぶものである。彼が挙げる事例は、レストランの一角で形成する「周囲に聞こえないようにできればであるが、ゲップをしよう」という意図である (Vermazen, 1993: 233)。これは可能性条件と異なるだけでなく、行為が成功したのは事前に特定の状況が成立したためでもないので制限的条件ともまた異なる。むしろ条件の成否は、行為が引き起こした結果いかによるのである。それゆえ、条件内容は事前に規定できたとしても、その成否は行為の事後にしかわからない。行為者性と直接的には関わらないというのは、以上のような特徴ゆえに、行為過程の切り換えに寄与しないからである。つまり、条件の成立が確認されることによって実行を可能／有意味にする行為過程へと切り換えるのではなく、行為遂行の結果を受けて遡及的に条件が満たされ、それと同時に行為が成功と見なされるのである。私の考えでは、条件の成否だけでなく、条件内容そのものが事後的に判明することもありうるように思われる。それは例えば、どのような性質が加われれば行為者が成功と見なすが事前には定かでない場合である。固有条件を考慮に入れる必要があるというのは、行為タイプによっては、条件の成否が必ずしも行為遂行に先立たないものが確かにあるからであり、さらにわれわれの経験的あるいは認知的な制約を踏まえれば、事前に詳細な条件が規定できないケースは決して珍しくないからである。

(16) 注(7)を参照。

(17) Meiland(1970), 15-6.

- (18) *Ibid.*, 16.
- (19) ここでは十分に議論できないが、時刻の到来だけによって行為が条件づけられる意図のケースは厳密に言えば条件つき意図ではないと考えられる。
- (20) もともとこの用語は知覚風景と物理風景の関係を一元論的な構図のもとで捉え直すために大森荘蔵が導入したのだが、ここでこの用語法はさしあたりそうした含意とは独立に表現のみを借りたものである。
- (21) 形式的に言えば、意図が凝集的であるとは、「もし、同一の時刻に、Aすることを合理的に意図し、Bすることを合理的に意図すれば、同時に、AかつBを意図するのが可能で合理的でなければならぬ」(Bratman, 1985:22)とすることができる。言い換えれば、「I」は「意図する」を表わすものとして「(A)&(B)」を受け入れながら「(A&B)」を受け入れないということが合理的に許容されないということである。
- (22) こうした考えは、入手したい二冊の本のうちどちらか一方だけが書店の在庫にあるがどちらであるかを知らないうちに行為者はいかなる意図をもつのかについてのブラットマンの考察において特徴的に見られる (Bratman, 1985)。